

令和8年2月10日

第32回水俣市農業委員会

第32回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和8年2月10日
開会 9時30分
閉会 10時00分
- 3 出席委員
農業委員 14名
1番 坂本 隆司 君 8番 西本 和代 君
2番 竹下 正治 君 9番 戸次 治夫 君
3番 中村 清治 君 10番 稲田 祐市 君
4番 金田一充章 君 11番 廣島 康雄 君
5番 淵上 正嗣 君 12番 前田 仁 君
6番 寒川 勝 君 13番 山下 隆敏 君
7番 山内 英明 君 14番 鬼塚 浩三 君
推進委員 14名
15番 宮森 功房 君 22番 池田 郁雄 君
16番 蒔元 政廣 君 23番 松本 公昭 君
17番 竹本 義幸 君 24番 森下 義孝 君
18番 嶋田 一成 君 25番 坂口 新一 君
19番 岡本 成道 君 26番 山口 初憲 君
20番 中村 幸充 君 27番 古里 君廣 君
21番 鐘ヶ江鼓子 君 28番 山澤 親徳 君
- 4 欠席委員
農業委員 0名
推進委員 0名
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 議題100号 農地法第3条の許可申請について
議題101号 農地法第5条の許可申請について
議題102号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 6 農業委員会事務局
局長 山村 良一 (欠席)
主幹 遠山 悦史
主任 山本 千夏
主任 竹下 侑志

| | |
|-------------------------|--|
| <p>議 長 (坂本隆司君)</p> | <p>只今より、第32回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、14名です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、12番、前田委員、13番、山下委員にお願いいたします。 なお、農地利用最適化推進委員は、14名です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、3番、中村委員にお願いいたします。</p> |
| <p>3番委員 (中村清治君)</p> | <p>農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局 (遠山悦史君)</p> | <p>はい、議長。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>はい、事務局。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)農地転用(一時転用)の復元について、でございます。 議案書は、1ページになります。 1件ございます。 転用目的は、記載のとおりでした。 工期期間は、令和7年12月31日まででございましたが、右側から2列目の日付で、工事(復元)完了報告書の提出がありました。 そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員及び事務局で現地を調査しましたところ、農地への復元が完了していましたので、御報告申し上げます。 次に報告事項(2)農地転用許可後の工事の完了について、でございます。 議案書は、2ページになります。 2件ございます。 転用目的は、記載のとおりでした。 工事は施工済みでございましたが、一部除草整備が残っていたため、右側から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。 そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員及び事務局で現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので、御報告申し上げます。</p> |

| | |
|------------------|--|
| | <p>次に報告事項（３）農用地利用集積等促進計画の認可について、でございます。</p> <p>議案書は、３ページから８ページになります。</p> <p>５件でございます。</p> <p>令和７年１２月１０日の第３０回農業委員会会議で、熊本県農業公社から転借人への農用地利用集積等促進計画（案）について、御審議いただき、農業公社へ計画作成を要請した農地になります。</p> <p>議案書記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への貸借について、令和８年１月７日付けで、熊本県知事が認可いたしました。</p> <p>場所は、５ページから８ページをご覧ください。</p> <p>以上で、報告事項を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第１００号、農地法第３条の許可申請書について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の、説明をお願いします。</p> |
| １３番委員 (山下隆敏君) | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、１３番、山下委員をお願いします。 |
| １３番委員 | <p>議第１００号、農地法第３条の許可申請の１番について、１番を御説明いたします。</p> <p>議案書は、１０ページです。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>台帳、現況、共に畑です。</p> <p>譲受人は、現在無職であり、年間２００日以上農業が可能で、配偶者も手伝われる予定です。</p> <p>作物は、野菜で、玉葱、大根、ジャガイモ等を作られる予定です。</p> <p>売買による、所有権移転となります。</p> <p>申請地は、１１ページをご覧ください。</p> <p>２月５日に、担当行政書士と森下推進委員、譲受人、並びに事務局と私で調査を行いました。</p> <p>周辺の農地の農業上の効率的且つ、総合的な利用の確保に支障は無いものと考えられます。</p> <p>したがって、農地法第３条第２項各号には該当しないために、許可要件は満たしていますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p> |
| ４番委員 (金田一充章君) | はい、議長。 |

| | |
|------|--|
| 議 長 | はい、4番、金田一委員にお願いします。 |
| 4番委員 | <p>議第100号、農地法第3条の許可申請2番を御説明いたします。現地調査を2月2日に、譲受人、事務局2名、坂本会長、推進委員と私の6名で行いました。</p> <p>譲渡人、譲受人、及び申請地の土地所在地は、議案書10ページの2番に記載のとおりです。</p> <p>地目、現況、共に畑で、一部山林です。</p> <p>4筆合計の面積は、14,650㎡。</p> <p>所有権移転は、売買。</p> <p>利用目的は、ペカンナッツ、これについては別添の資料をご覧ください。</p> <p>あとは、ショウガとニンニクです。</p> <p>場所は、12ページの地図をご覧ください。</p> <p>正面に見える小高い山になっている所で、海が見える西と南に面した、緩やかな斜面になっていて、大変、陽当たりの良い場所です。</p> <p>譲渡人は、就農時にこの土地を購入しましたが、既に成木になった他のみかん山7反を、無農薬栽培で管理することとなり、こちらの農地を管理することが出来なくなった為、インターネットのサイトで、引き受け手を募集したところ、譲受人から問い合わせがあり、現地を見て、気に入っていただいた為、手放すことにしたそうです。</p> <p>譲受人は、市外在住で、産業用ロボット等の機械部品を製造する会社等を経営する社長です。</p> <p>ペカンナッツとは、北米原産のくるみ科植物の木の実はです。</p> <p>放置すると、20m以上の高さになることもある落葉樹で、財務省の貿易統計によると、2023年実績で518tが海外から輸入されていますが、国産の物は導入が始まったばかりで、殆んど市場には出回っていません。</p> <p>譲受人の考察では、水俣はこの栽培の適地であり、更にこの農地は、理想的な立地条件である、とのことでした。</p> <p>関連会社が製造する木質チップと堆肥で、全面マルチし、雑草抑制と土壌水分保持を両立し、管理作業を大幅に軽減するという農法で、樹高を抑えながら栽培し、譲受人の計画では、4年目から収穫を開始する予定です。</p> <p>また、50aほどは集約栽培ゾーンとして、ショウガ、ニンニク等の栽培を行い早期の運転資金を確保する計画です。</p> <p>販売は、譲受人の運営するジェラート店やベーカリーで行います。</p> <p>是非、成功させて、水俣市に新たな特産品を確立し、雇用を生み出したいとのことでした。</p> <p>全部効率利用要件に関しては、山林化している部分を関連会社所有の工作機械を入れるなどして、少しずつですが対応するとのことでした。</p> <p>農作業従事要件、これが一番問題だと思いますが、本人と配偶者が、週末や祝日以外にも来て、年間150日、ゆくゆくは水俣に家を借りて、集中した労働力が必要な場面では、関連会社スタッフに</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>応援を頼み、また必要であれば地域住民を雇用する、とのことでした。</p> <p>3条2項に抵触する事案は見当たりませんでしたので、許可要件は満たしているものと思われまます。</p> <p>御審議の程よろしくお願ひいたします。</p> |
| 議 長 | <p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願ひします。</p> |
| | <p>(なしと言うものあり)</p> |
| 議 長 | <p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p> |
| | <p>(なしと言うものあり)</p> |
| 議 長 | <p>御質疑、御意見もないようですので、議第100号、農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。</p> |
| | <p>(異議なしと言うものあり)</p> |
| 議 長 | <p>御異議もないようですので、議第100号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第101号、農地法第5条の許可申請について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p> <p>1番は、私が担当ですので私から説明します。</p> |
| 1番委員 (坂本隆司君) | <p>議第101号、農地法第5条の許可申請の一時転用の1番について、説明いたします。</p> <p>貸人、借人は、記載のとおりです。</p> <p>土地の所在、2筆あります。</p> <p>地目は、台帳が畑、現況は、山林です。</p> <p>面積が、4,012㎡の内の1,504㎡。</p> <p>もう一筆は、地目は、台帳、現況、共に畑です。</p> <p>面積は、857㎡の内98㎡です。</p> <p>転用目的、転用理由は、3年前に一時転用で許可されていて、3年目になりまして、ここは農振農用地で継続が出来ませんので、改めて申請することになりました。</p> <p>受変電設備の設置の為の道路です。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。</p> <p>現地調査を事務局2名、私達2名と申請人2名の6名で、現地調査を行いました。</p> <p>概要は、18ページをご覧ください。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| | <p>既に出て上がっています。</p> <p>手前から入るところから、拡張工事を行い、変電機械を持ってくるだけになっているのですが、それが遅れている為に今回の申請になっています。</p> <p>1筆が、最初の申請の計画に載っていなかったのですが、始末書が出ています。</p> <p>新たに申請になっています。</p> <p>工事も全部済み、機械を運ぶだけになっています。</p> <p>3年間、何の問題もないかと思えます。</p> <p>従いまして、農地法第5条の一時転用の許可基準に問題ないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p> |
| 2番委員 (竹下正治君) | はい、議長。 |
| 議長 | はい、2番、竹下委員をお願いします。 |
| 2番委員 | <p>議第101号、農地法第5条の許可申請、一時転用についての2番について、御説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。</p> <p>土地の所在は、2筆あります。</p> <p>転用目的は、記載のとおり、事業用車両保管場所となっています。</p> <p>転用期間は、令和8年3月1日から10年間。</p> <p>一筆は賃借権、もう一つは使用貸借権になります。</p> <p>施設概要、資金計画は、議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地の農地区分は、2筆とも3種農地です。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。</p> <p>土地の利用計画図は、21ページになります。</p> <p>2月6日に、事務局、譲受人、宮森推進委員、私で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、道路沿いで、段差があるので安全の為、車止めを設置するということでした。</p> <p>現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準により、何ら問題はないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>第5条の許可申請、3番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書16ページのとおりです。</p> <p>台帳、現況、共に畑になります。</p> <p>転用目的は、住宅用進入路です。</p> <p>本農地に隣接する住宅を解体し、宅地に建売住宅を2棟新たに建設するが、1棟については、道路からの進入路が無い為、本農地を進入路として一体的に整備を行う、ということです。</p> <p>施設概要、資金計画は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>申請地は、駅から概ね300mの所で、農地区分は、3種農地です。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>申請地は、22ページをご覧ください。</p> <p>23ページには、事業計画図と排水計画図が記載してあります。</p> <p>2月6日に、事務局、譲受人、行政書士、推進委員、私で現地調査を行いました。</p> <p>雨水排水は、地下浸透で、排水溝を作らなければならないかな、と話しておられました。</p> <p>近くの市の側溝がありますので、そちらに流れるようにしたいとの事です。</p> <p>入口の道路が狭い為、近所の人から広くしてほしいと要望があったということで、整備されたら道路に寄付をとという話をしておられました。</p> <p>近くの敷地に、大きな柿の木や、垣根の葦の木がありましたが、覆いかぶさっているので切ってもらえないかということで、それも切られて、明るくなっていました。</p> <p>現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準により、何ら問題はないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | 担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。 |
| | (なしと言うものあり) |
| 議 長 | 関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。 |
| | (なしと言うものあり) |
| 議 長 | 御質疑、御意見もないようですので、議第101号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。 |
| | (異議なしと言うものあり) |
| 議 長 | <p>御異議もないようですので、議第101号、農地法第5条の許可申請については、許可書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第102号、農用地利用集積等促進計画(案)について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p> |
| 8番委員 (西本和代君) | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、8番、西本委員にお願いします。 |

| | |
|-------|---|
| 8 番委員 | <p>議第102号、農用地利用集積等促進計画（案）1番について、御説明いたします。</p> <p>貸人、転借人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳、現況、共に田です。</p> <p>面積は、合計で2,315㎡です。</p> <p>始期終期は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。</p> <p>利用目的は、水稻。</p> <p>借賃は、記載のとおりです。</p> <p>利用権の種類は、賃借権、物納になります。</p> <p>転借人の方は、仕事をしながら、農業に150日から180日従事されていて、従事者が2人となっていますけど、時々、子が手伝いをされるそうです。</p> <p>場所は、道路沿いに集会所がありますが、そこから細い道で車は通りませんが、右手に入って行ったら広い田の集積されている場所があり、ここはどの田も綺麗に耕作されています。</p> <p>その一画の2筆になります。</p> <p>28ページですね。</p> <p>依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | 担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。 |
| | (なしと言うものあり) |
| 議 長 | 関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。 |
| | (なしと言うものあり) |
| 議 長 | <p>御質疑、御意見もないようですので、議第102号、農用地利用集積等促進計画（案）について、は承認してよろしいですか。</p> <p>また、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請してよろしいですか。</p> |
| | (異議なしと言うものあり) |
| 議 長 | <p>御異議もないようですので、議第102号、農用地利用集積等促進計画（案）について、は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしておりますので、本会の意見として、承認することに決定いたします。</p> <p>また、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請することを決定します。</p> |

| | |
|--|--|
| | 全提出議案の審議が終わりましたので、これもちまして、第3 2回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。 |
|--|--|

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員